

意外と知らない 米 国 裁 判

第2回

【 裁 判 の 流 れ 】

米国の裁判制度が、試行錯誤を経て現状のようになったことは前回説明した。また今後も時代が変わるに連れて、その制度に修正が加えられていくだろう。

今回は現在の裁判制度に従って訴えを起こすと、どのような流れになるのかについて説明しよう。

1 訴状 (Complaint)

現行の裁判制度で訴訟を起

こす際には、最初に「訴状 (Complaint)」を裁判所に提出することになる。ちなみに訴訟を起す方を「原告 (Plaintiff)」、起される方を「被告 (Defendant)」と言う。訴状の中には「訴訟原因 (Cause of Action)」を書く。平たく言えば「なぜ訴えたのか」というその根拠を述べるのだ。

2 訴訟原因 (Cause of Action)

例えば、あなたがA社に機

械を売る契約をしたとする。そしてA社に対し、機械を納入期限に納めた。にもかかわらず、A社は契約代金を払ってこない。何度支払いの督促状を出しても、なしのつぶてだ。ほかに代金回収の方法が思い付かず、最終的に訴えを起こすことにした。この場合の「訴訟原因」は「契約違反」である。契約違反が訴訟原因の場合、訴状には「契約を交わしたこと」「あなたが契約内容を履行したこと」「相手方の

めに会社を1ヵ月休み、その病院代を自分で負担した。その後、この機械のメーカーB社に対して誠意ある対応を求めたにもかかわらず、何も言っていない。そこでB社を訴えることにした。この場合の訴訟原因は「不法行為 (Torts)」の一種型、「不法過失 (Negligence)」というものになる。つまり相手方の不注意により損害を被った際には、その損害の賠償を請求できるといことだ。ちなみに不注意があっ

大橋 弘昌氏

大橋&ホーン法律事務所
パートナー

慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。

電話：646-257-3680

URL：www.ohashiandhorn.com



契約内容の不履行」「あなたの損害」について書く。「機械の売買契約があった」「機械を納入期限に納めた」「にもかかわらず代金を払わない」「よってA社は代金と利息、更にこれが基で被ったビジネスの逸失利益相当分を支払うべきだ」といった具合である。

あるいはあなたが機械を買った時、その機械に欠陥があったり、その欠陥によって機械が発火し、あなたがやけどを負ったとする。そして入院した

たかどうかの判断基準は、行為者が相当な注意 (Due Care) を払っていたかどうか、合理的な判断ができる人 (Reasonable Person) であらば、どう注意を払いどう行動していたか、それに比べて行為者が実際に取った行動はどのようなものだったか、になる。この場合の訴状には、「当然、発火の原因となるような欠陥の有無は出荷前に確認するはず」「B社はそのチェックを怠った」「怠慢のために発見されな

かった欠陥により、機械が発火した」「発火が元でやけどを負った」「よってB社は病院の治療代、及び入院休職により失った給与相当分を支払うべきだ」といった内容が書かれることになる。

不法行為の例をもう一つ挙げよう。あなたが車を運転している時、青信号だったので前進し交差点に入ったら、左から赤信号を見落とした運転手C氏の車が突進してきた。あなたの車にぶつかったとする。そしてあなたの車は大破し、あなたは大けがをした。この場合も訴訟原因は、不法行為の一種型、不法過失ということになる。訴状には、「合理的な判断ができる人であれば、赤信号を見落とさない」「C氏は赤信号を見落として交差点に突っ込んできた」「C氏がぶつかってきたので、車が大破し大けがを負った」「C氏は治療代、今後購入する車代、入院休職により失った給与相当分を支払うべきだ」といったことが書かれる。

3 出訴制限 (Statute of Limitation)

ちなみに、訴訟を起こすには期限がある。20年前に、あなたの会社で作った製品を使ったけがをしました。あの時は大変でした。賠償して下さい」といった訴えを起こすことはできない。訴訟を起こす期限は訴訟原因によって変わってくる。例えば契約違反に基づく訴えであれば、契約違反があった時から6年以内 (ニューヨーク州の場合、不法行為に基づく訴えであれば、例えば不法過失となる行為があった時から3年以内 (ニューヨーク州の場合) に訴えを起こさなくてはならない。これを「出訴制限 (Statute of Limitation)」と言う。

4 召喚状 (Summon)

「召喚状 (Summon)」とは、

被告に訴えが起されたことを伝える書類である。訴状が裁判所に提出されると、裁判所の助手 (Clerk) が召喚状を被告、つまり訴えられる人に対して発行する。これをもって、裁判が始まることになる。書中には、「〇日以内に返事を提出すること。これを怠ると「欠席判決 (Default Judgment)」を下す」といった内容が書かれている。召喚状は、被告の手に直接「送達 (Serve)」されなければならない。この送達は裁判所の事務官 (Marshal) あるいは送達を請け負う会社、若しくは弁護士事務所 (Law Firm) などが行う。法的には、18歳以上であれば送達してもよいと定められている。

例えば倒産した会社の社長相手の訴訟などでは、被告が逃げ隠れていて送達ができず、裁判が始まらないケースがある。このような場合には、調査会社を雇って居場所を突き止め、やっこの思いで送達を完了することになる。基本的には、この過程を経ずに裁判は始められない。

5 被告による訴状への回答

訴状を受け取った被告は、受領日から一定期間内、通常は20日あるいは30日以内に裁判所に回答書を提出しなければいけない。回答を怠ると一方的に欠席判決が下され、敗訴することになる。従って身に覚えのない訴えでも、訴状を受け取った場合には、裁判所に対して回答をするべきである。

特に米国は、売主・買主、貸主・借主、家主・クレジツトカード会社、従業員といった人々が何の前触れも無く気軽に訴訟を起こす国である。日々の生活に細心の注意を払うと共に、こういった裁判の流れに関しても覚えておきたい。